

熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書

年 月 日

魚沼市長 様

記入例

申告者（納税義務者）

住 所 _____

名 前 _____

個人番号又は法人番号

電話番号 () - _____

魚沼市市税条例附則第 9 条の 3 第 10 項または同条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

記		該当するものを○で囲んでください。
家 屋 の 所 在	魚沼市小出島〇〇〇- 1	家屋番号 〇〇〇番 1
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 ・ <input type="checkbox"/> 併用住宅 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅（マンション等）	持ち家の種類 一戸建・マンション
構 造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 ・ <input type="checkbox"/> 非木造（ 造） 2 階建	※○で囲んでください。
延 床 面 積	1 2 3 . 4 5 m ² 併用住宅にあってはそのうちの住宅部分床面積	m ²
建 築 年 月 日	明治・大正 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ・ 平成 4 1 年 4 月 1 日	平成 2 6 年 4 月 1 日現在存在することが必須要件
登 記 年 月 日	明治・大正 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ・ 平成 4 1 年 4 月 1 5 日	
熱 損 失 防 止 改 修 工 事 完 了 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 日	
熱 損 失 防 止 改 修 工 事 の 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 窓 ・ 天井 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 壁 ・ 床 工事をした箇所を○で囲んでください。	窓の断熱性を高める改修工事については必須要件
熱 損 失 防 止 改 修 工 事 に 要 し た 費 用	1, 0 0 0, 0 0 0 円	費用 60 万円を超える改修工事等が必須要件
工事完了後 3 か月以内に申告書を提出できなかった理由	<input checked="" type="checkbox"/> 工事をした箇所を○で囲んでください。	
世帯区分等状況確認	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意します ・ <input type="checkbox"/> 同意しません ※いずれかを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。	

【添付書類】

- 1 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます。）
- 2 改修工事の内容及び費用が確認できる書類（明細書、領収書の写しなど）
- 3 改修箇所の図面及び工事写真（改修前と改修後のもの）
- 4 補助金等が確認できる書類（補助金を受けた場合のみ）

熱損失防止改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額について

平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までに一定の熱損失防止改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

1. 減額の対象要件

- ① 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）
改修後の床面積が 40 m²以上 240 m²以下であること。
併用住宅などの場合、居住面積が 2 分の 1 以上であること。
- ② 補助金を除く工事費が 60 万円を超えるもの、又は断熱改修に係る工事費が 50 万円超であつて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システム設置に係る工事費と合わせて 60 万円超であるもの。
(熱損失防止改修工事以外の工事に要する費用が含まれている場合はその費用を除いた金額)
- ③ 窓の断熱性を高める改修工事を行うこと。(必須要件です)
窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の工事についても対象となります。
 - ア 天井等の断熱性を高める改修工事
 - イ 壁の断熱性を高める改修工事
 - ウ 床等の断熱性を高める改修工事

2. 減額の内容

住宅一戸当たり 120 m²を上限として、熱損失防止工事が行われた住宅の翌年度分の固定資産税額の 3 分の 1（認定長期優良住宅の場合は 3 分の 2）を減額します。

併用住宅の場合は居住部分のみが減額対象となります。

※耐震改修による減額措置との重複適用はできません。

3. 申告方法

工事完了後 3 か月以内に、申告書に必要な書類を添付し税務課へ提出してください。

- ① 熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書
 - ② 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人から発行されます。詳細は施工業者又は建築士等にご確認ください。）
 - ③ 工事に要した費用を確認できる書類（工事明細書・領収書の写し）
 - ④ 改修前後の写真
 - ⑤ 補助金等が確認できる書類（補助金を受けた場合のみ）
 - ⑥ 長期優良住宅の認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けた場合のみ）
- * 申告書等の用紙は税務課、北部庁舎又は市のホームページで入手できます。

4. その他

申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、申告書を提出の際には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。

提出先及びお問い合わせ

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地
魚沼市役所 市民福祉部 税務課 固定資産税係
電話 0 2 5 - 7 9 2 - 9 7 5 1